

39 再入学者報告の件に付各大学等へ通牒

〔昭和十一年三月〕

(注記1) (注記2)

照専二二号 定決裁
3月23日 文書課長 (内田)
送 発
3月24日 起案者 (春山)

昭和十一年三月十日起案

学務課長 (赤間)
事務官 (有光)
印

専門學務局長 (横山)
監督官 (藤井)
事務官 (清水)
印

再入学者報告ノ件

案ノ一

年 月 日

官公私立高等学校長宛

局長

(注記4) (久保田)
印 (石坂)
印 (春山)

(注記3)

(下 札)

(注記5)
貴校ニ於テ再入学者許可シタルトキハ爾今毎年五月十日迄ニ左
記様式ニ依リ御報告相成度

再入學報告ノ件

官公私立高等学校長宛

局長

失学 年月日 籍タルヲ	理由 失学 年月日 籍タルヲ
当失学 年月日 籍年及ルヲ	月出再 日願入 年学
月許再 日可入 年学	理由 再 年 科許再 入学 年及 年
氏 名	

備考「学籍ヲ失ヒタル理由」ノ欄ニハ「何々ニ依リ依頼退学(除)

名、諭旨退学、放校等)」ト記入スルコト
以上

以上

案ノ二

年
月
日

宛先（別紙ノ通但×印ノ学校ヲ除ク）

局長

貴校ニ於テ再入学ヲ許可シタルトキハ爾今其ノ都度左記様式ニ
依リ御報告相成度

再入学者報告ノ件

失学年月日	失学籍タルヲ
理由	失学籍タルヲ
学部年学年	失学籍タルヲ
在学科	失学籍タルヲ
学年	失学籍タルヲ
月日	再入願年
月日	再入学年
月日	再入学年
理由	再入ノ學
学年	再入ノ學
学科	再入ノ學
学部	再入ノ學

備考「学籍ヲ失ヒタル理由」ノ欄ニハ「何々ニ依リ依願退学（除名、諭旨退学、放校等）」ト記入スルコト 以上

以上

〔別紙宛先〕各大学専門学校高等学校再入学規定有無調〔加筆〕

	東京帝国大学
[加筆] 〔×〕京都帝国大学	
東北帝国大学	
九州帝国大学	
北海道帝国大学	
大阪帝国大学	
○ ○ ○ ○ × ○	[加筆] 〔大學〕
×	[加筆] 〔予科〕
	[加筆] 〔備考〕
○印八有×印八無	

駒沢大学	東京農業大学
日本医科大学	高野山大学
大正大学	東洋大学
関西学院大学	(加筆) 上智大学
高知高等学校	(加筆)
静岡高等学校	(注記 8)
福岡高等学校	(注記 9)
東京高等学校	(加筆)
大阪高等学校	第一高等学校
浦和高等学校	第二高等学校
弘前高等学校	第三高等学校
松江高等学校	第四高等学校
佐賀高等学校	第五高等学校
水戸高等学校	第六高等学校
山形高等学校	第七高等学校
松山高等学校	第八高等学校
新潟高等学校	造士館
	〔高等学校規程第四十七条（別紙ノ通）〕

	姫路高等学校 広島高等学校 富山高等学校 浪速高等学校 府立高等学校 武藏高等学校 甲南高等学校 成蹊高等学校 成城高等学校
(京) 東都市立絵画専門学校	富山薬学専門学校 熊本薬学専門学校 東京外国语学校 大阪外国语学校 東京高等歯科医学 東京美術学校 東京音楽学校 北海道帝大農学部寒科 東京商大商学部専門部 千葉医大薬学専門部 金沢医大薬学専門部 長崎医大薬学専門部 測候技術官養成所
○ ○ × ○ ○ ○ ○ ○	× ○ ○ ○ ○ × × × ○ × ○ ○ ○ ○
細則 細則 細則	(注記10)

帝國女子専門学校	同志社女子専門学校	神戸女学院専門部
東京女子医学専門学校	京都女子高等専門学校	私立聖心女子学院高等専門学校
東京女子大学	活水女子専門学校	東洋女子専門学校
東洋女子歯科医学専門学校	京都女子高等専門学校	梅花女子専門学校
東京女子専門学校	東洋女子高等専門学校	日本女子歯科医学専門学校
実践女子専門学校	共立女子専門学校	帝国女子薬学専門学校
樟蔭女子専門学校	帝國女子医学薬学専門学校	日本女子体育専門学校
日本女子家政専門学校	千代田女子専門学校	聖路加女子専門学校
相愛女子専門学校	金城女子専門学校	和洋女子専門学校
堀山女子専門学校	東京家政専門学校	大阪女子高等医学専門学校
女子美術専門学校	聖路加女子専門学校	女子経済専門学校
大谷女子専門学校	金城女子専門学校	相愛女子専門学校
安城女子専門学校	日本女子家政専門学校	千代田女子専門学校
東京女子薬学専門学校	東京家政専門学校	聖路加女子専門学校
昭和女子薬学専門学校	堀山女子専門学校	大阪女子高等医学専門学校
東京薬学専門学校女子部	女子美術専門学校	女子経済専門学校

○ ○ × ○ × × × × × ○ × × × × × ○ ○ ○ ○ × ○ ○ × × × × ○ × × ○

(注記14)

参照

共立女子薬学専門学校
広島女学院専門学校
神戸女子薬学専門学校

○ × ○
(注記15)

高等学校規〔定〕〔程〕(昭和十年九月三日文部省令第十九号改正)

第四十七条 高等学校生徒ニシテ学籍ヲ失ヒタル者其ノ学籍ヲ失ヒタル時ヨリ二年以内ニ再入学ヲ志願シタルトキハ銓衡ノ上当該学年又ハ翌学年ノ学年ノ始ヨリ三十日以内ニ於テ同一学年以下ノ学年ニ限り入学ヲ許可スルコトヲ得

〔表紙〕

昭和十一年三月

帝國大学官立私立大学、専門学校再入学ニ関スル規程調

(中略)

中央大学

第二十三条、第七十五条、第七十六条ノ規定ニ依リ退学処分ヲ受ケタル者四個月以上ヲ経過シ改悛ノ情頭著ナルモノト認メタルトキハ特ニ再入学ヲ許スコトア

ルヘシ（予科学生ニモ準用ス）

（後略）

第七十五条ニ学則又ハ校規ニ違反シ其ノ他不都合
ノ行為アル者ハ情状ニ因リ停学又ハ退学ヲ命ス
第一項ノ規定ニ依リテ退学ヲ命シタルトキハ其ノ
旨ヲ同学校ニ通知ス

第七十六条ニ品行不良改悛ノ見込ナキ者ハ退学ヲ
命ス

（注記1）
「完決」

（注記2）
「例規要登載」「例規登録済」

（注記3）
「62」

（注記4）
「記録掛
11・8・18 受領」

（注記5）
「3」（簿冊内件名番号）

（注記6）
「23」

（注記7）
「8」

（注記8）
「16」

（注記9）
「16」

（注記10）
「32」

（注記11）
「17」

（注記12）
「18」

中央大学専門部
私立専門学校
（中 略）
第二十一条 第六十五条又ハ第六十六条ノ規定ニ依リ退学処分
ヲ受ケタル者四個月以上ヲ経過シ改悛ノ情顯著ナルモノト認
メタルトキハ特ニ再入学ヲ許スコトアルヘシ
(第六十五条第六十六条ハ学則又ハ校規ニ違反シ其ノ他不都
合ノ行為アル者及品行不良改悛ノ見込ナキ者ハ停学又ハ退学
ヲ命ズトノ規定ナリ)

第十二条 正科生ノ入学期ハ学年ノ始トス但シ第十条、第二十
一条第二項又ハ第二十一条ノ規定ニヨリテ転学又ハ再入学スル
者ハ此ノ限ニ在ラス
別科生ノ入学期ハ学年ノ始トス但シ隨時入学ヲ許スコトアル
ヘシ

(付記13)

「20」

(付記14)

「14」

(付記15)

「7」

(下記)

(中山)

〔種別〕 よ／＼聯繫／＼登録追加／＼件名 官公私立高等学校等
く通牒〔爾今〕再入学者報告方／＼番号 照專111／＼結了年月日 昭
11、11、11四／＼保存年限 ムキ／＼枚数 55

〔自昭11年至昭15年 学生生徒綱規
第5章〕 文部省(3) 3A, 32—6, 2454